議第25号議案

建設アスベスト訴訟の早期解決と被害者の救済を求める意見書の提出について

建設アスベスト訴訟の早期解決と被害者の救済を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成27年12月10日提出

富士見市議会議長 津 波 信 子 様

提出者 富士見市議会議員 川 畑 勝 弘

賛成者 同 加藤 久美子

同 根岸 操

提案理由

建設アスベスト訴訟の早期解決と被害者の救済を求める意見書を地方自治法第 9 9条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

建設アスベスト訴訟の早期解決と被害者の救済を求める意見書

クボタのアスベスト被害が大きな社会問題になって10年が経過します。石綿健康被害救済制度の給付者は2006年の制度発足以降、1万人を突破し、労災認定者を含め2万人を超え、2014年度のアスベスト疾患による労災認定数は、建設業で586人となり、全産業の5割以上(54.3%)を占めています。建設産業は最大のアスベスト被害産業であり、さらに、アスベスト含有建材を使用した建物約280万棟の解体工事が今後ピークを迎えることからも、被害の拡大は必至な状況です。

現在、被害者が原告(被害者単位で645人)となり、国とアスベスト建材製造企業を被告とする裁判が、3つの高裁(福岡、東京第5民事部、同第10民事部)と5つの地裁(大阪、京都、札幌、東京、横浜)で行われています。しかし、アスベストを原因とする疾患は重篤で完治はありえず、原告の中でも訴訟後、135人(9月末現在)が亡くなっています。

私たちは「アスベストによる全ての被害者に対する早期の解決と救済」を切望し、 裁判所の判断によらない一日も早い解決と救済を強く望むものです。東京地裁判決も、 建設従事者が受けた被害の深刻さに対し、国のみでなく、製造企業を含めた補償へ、 立法府及び関係当局における真剣な検討を望むと述べています。

よって、富士見市議会は、建設アスベスト訴訟の早期解決と今後生まれる同様のア スベストによる全ての被害者の救済を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月 日

富士見市議会

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様 国土交通大臣 石 井 啓 一 様 厚生労働大臣 塩 崎 恭 久 様 経済産業大臣 林 幹 雄 様